

功労スキー指導者規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、スキー指導員又はスキー準指導員の資格を有し、取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日現在60歳以上の者で加盟団体長が推薦する者を、スキー指導員にあつては功労スキー指導員、スキー準指導員にあつては功労スキー準指導員として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦)

第2条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあつては、有効なスキー指導者資格を保有していなければならない、資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認定)

第3条 功労スキー指導員及び功労スキー準指導員は、理事会において認定する。

(公認料)

2 功労スキー指導員及び功労スキー準指導員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、本連盟へ納入しなければならない。

(認定証)

第4条 功労スキー指導員及び功労スキー準指導員を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。

(特典)

第5条 功労スキー指導員及び功労スキー準指導員は、指導者研修会の出席義務が免除される。

(資格の喪失)

第6条 功労スキー指導員又は功労スキー準指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があつたとき

(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(登録料の納期)

第7条 第1条に定める功労スキー指導員又は功労スキー準指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月	制定
昭和61年5月	改訂
平成4年12月12日	改正
平成6年11月7日	改正
平成12年9月20日	改正
平成14年11月5日	改正
平成15年6月27日	改正

平成16年 6 月 25日	改正
平成16年 11月 2 日	改正
平成23年 9 月 20日	改正
平成25年 7 月 9 日	改正
平成27年 7 月 14日	改正
平成27年 12月 15日	改正
平成29年 7 月 15日	改正
令和 3 年 7 月 7 日	改正